

山梨県立大学科学研究費補助金取扱規程

(平成22年4月1日制定 大学3105号)

(趣旨)

第1条 山梨県立大学における科学研究費補助金(以下「補助金」という。)の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号。以下「規程」という。)、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成15年10月7日独立行政法人日本学術振興会規程第17号。以下「取扱要領」という。)及び文部科学省、日本学術振興会研究者・機関使用ルールその他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(経理事務の委任)

第2条 研究代表者及び研究分担者(以下「研究者」という。)は補助金の経理事務について、事務局長に委任する。

(補助金の受入れ)

第3条 事務局長は、補助金の送金があった時は、直ちに信用確実な金融機関に預託し、研究者に通知する。

2 前項の預託は、学長名義の預金口座をもって行う。

3 預託により生じた利子は、当該研究に必要な経費に充てなければならない。

(間接経費の受入れ)

第4条 学長は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れるものとする。

2 研究者が他の研究機関に所属する場合又は補助事業を廃止することとなる場合には、間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除き、直接経費の残額の30パーセントに相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

3 その他間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(補助金に係る諸手続き)

第5条 事務局長は、第2条の規定に基づき、研究者が補助金を使用しようとする際の、補助金に係る諸手続き及び収支管理を行う。

2 研究者は、補助金を使用しようとするときは、あらかじめ事務局長が指定した方法により事務局へ提出する。

3 総務課長又は池田事務室長は、前項の提出書類に基づき、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則(以下「会計規則」という。)の規定に準じて契約等の手続きを行い、補助金の支出を行う。

4 前2項の規定にかかわらず、研究者はやむを得ない場合に限り、必要な経費を立て替えることができる。

5 補助金の使用に関する事務手続きについては、特に事務局長が定めるものを除き、会計規則に準じて取り扱う。

(寄附)

第6条 研究者は補助金により設備、備品又は備品扱いの図書(以下「設備等」という。)を購入したときは直ちに、規程第16条又は取扱要領第19条により学長に寄附を申し出なければならない。ただし、規程第16条第2項による文部科学大臣の承認又は取扱要領第19条第4項による独立行政法人日本学術振興会理事長の承認を必要とする場合は、関係書類を添付の上、学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項ただし書きの申請が適当であると認めたときは、文部科学大臣又は日本科学振興会理事長に承認の申請を行う。

3 前項により承認を受けた設備等について、研究上の支障がなくなったとき、研究者は本条第一項の手続きを直ちに行わなければならない。

4 学長は、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該設備等を当該研究者に返還する。

(監査)

第7条 事務局長は、当該年度に補助金の交付を受けている研究者の中から無作為に抽出した補助事業の支出状況に関し、公立大学法人山梨県立大学内部監査規程（平成22年法人2202号）の定めにより監査を行わなければならない。

2 前項の監査は、毎年10月末日までに実施する。

3 前2項の監査の結果、改善の必要性が認められた事項について、研究者は、監査のあった日から1箇月以内に改善計画を学長に報告しなければならない。

4 補助金の不正な使用が明らかになった場合は、事務局長は速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省、独立行政法人日本学術振興会に報告しなければならない。

(準用)

第8条 補助金に類する競争的資金に係る経理事務の取扱いについては、他に特別の定めのある場合を除き、この規程を準用する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、補助金の経理事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月2日から施行する。